

アイフルに対する業務停止命令

アイフル被害対策全国会議代表 河野 聡

一 近畿財務局は、二〇〇六年四月一四日、アイフル株式会社の違法取立等の案件五件を理由に、各営業店に五月八日から最長二五日間、全営業店に三日間の業務停止命令を出した。アイフルの違法取立等が組織的なものであることを認めて、異例の厳しい措置を取ったものである。

二 アイフルは、アコム、プロミスに追随して無理な業績拡大を図ったために悪質な取立て、特に親族への強引な取立事例が目立つ。また支払困難な多重債務者に「おまとめローン」を強引に勧め、その際、親族の不動産に根抵当権を設定させるのであるが、リスクの説明を十分にせず、また判断能力のない認知症患者に根抵当権を設定させる等の違法行為を行っている。このような被害の現状を社会的に明らかにし、大手貸金業者の実態を知ってもらうために、二〇〇五年四月に「アイフル被害対策全国会議」を設立し、訴訟提起、行政処分申立、刑事告訴、公正取引委員会への申立（貸付金利の表示が景表法違反であると主張）、マスコミへのCM中止の申し入れ、さらには過払い金返還請求の一斉提訴等に取り組んで来た。

今回の業務停止命令の理由となった案件のうち二件は、対策会議が提出したものであり、今回の業務停止は、私たちの一年間の活動が実ったものと言える。

三 しかし、今回の業務停止命令には、違法な不動産担保ローンの事案は含まれていないので、これについては引き続き行政処分を求めていくつもりである。四月二六日には、京都と高知で不動産担保ローン被害の事例で提訴行動を行った。このうち京都の事例は、精神発達遅滞の障害を有する七〇代の女性が知人に頼まれて、内容を理解できないままアイフルとの間で借用証書及び自宅の根抵当権設定契約書を作成させられたもので、アイフルの担当者は、この知人女性に対して、「名前を貸してもらえる人を連れてくれば貸せる」と言い、被害女性の知的能力が劣っていることも十分に認識していたことが認められる。これらの事案でも、行政処分申立をしていく予定である。

四 おまとめ勧誘と不動産担保ローンの問題については、法制度上、厳格な規制が必要であることから、五月二四日には金融庁に対して、「おまとめローン」の適正化に向けた法改正を求める提言書を提出した。また全国の司法書士会に対して、利息制限法を超える金銭債務を目的とする担保設定を受任しないことや、おまとめ事案では、利息制限法を超えた利率での弁済がなされないように説明及び助言をすべきことを求める要請書を提出して、実務面から被害を抑制することも目指している。

五 今後アイフルは、業務停止による業績悪化を子会社の営業でカバーしようと思われ。しかし、アイフルの子会社にはそれぞれ、反社会的な問題点が存する。

ライフは、二〇〇〇年の会社更生前に発生した過払い金返還請求権を更生管財人となった福田吉孝が失権させておいて、その後に返還請求した者に対して返還を拒絶しているという問題がある。

シティズは、最高裁でみなし弁済が否定されたのに、今度は期限の利益喪失条項を主張して過払い金返還の額を減らそうとしているという問題がある。

トライトは、二〇〇〇年に旧ハッピークレジットから営業譲渡を受けた際、免責登記をしていることを理由に、それ以前に発生した過払い金の返還を拒んでいるという問題があ

る。

アイフル被害対策全国会議は、これら子会社の問題も含めて厳しい追及を続けるつもりであり、ライフについては福田吉孝個人の責任追及も視野に入れて集団訴訟を準備している。

六 二〇〇七年一月の金利規制見直しに向けて、国会で金利引き下げや貸金業制度に関する議論が活発になされているが、今回の業務停止命令は、大手貸金業者の実態や、高利借入のニーズなどは真に社会的必要性のあるものではないことを、多くの国民に知ってもらう良い機会となり、国会での議論にも影響を与えたといえる。

以上